

生駒市条例第20号

生駒市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市下水道条例の一部を改正する条例

生駒市下水道条例（昭和59年4月生駒市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第19条中「届け出た事項」を「使用者」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（使用の態様の変更の届出）

第22条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備を変更しようとするときその他使用の態様を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

第44条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第22条の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。